

## 市民会館跡地エリア新施設・広場 愛称募集・選定要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市民会館跡地エリア新施設・広場に市民等から募集した愛称（以下「愛称」という。）を命名することにより、親しみやすい施設・広場づくりに寄与することを目的とする。

### (応募方法)

第2 愛称の応募は、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、新施設と広場の愛称及び当該愛称を命名しようとする理由を記載し、送付することにより行うものとする。この場合において、1回の送付に記載する愛称の数は、施設、広場それぞれ1ずつとし、複数の記載がある場合は無効とする。なお、施設、広場のいずれか一つのみを記載した場合は、施設、広場に同じ愛称を応募したものとして取り扱う。

2 前項に定めるもののほか、愛称の応募方法について必要な事項は、市長が別に定める。

### (愛称の選定)

第3 愛称は、応募のあったものから事務局が選定した複数案について、市民投票及び有識者からの意見聴取を行った結果を参考に、市長が決定する。

2 前項に定めるもののほか、愛称の選定方法について必要な事項は、市長が別に定める。

### (公表等)

第4 決定した愛称は、広報誌等により公表する。

### (庶務)

第5 愛称の選定に係る事務は、企画財政部において処理する。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、愛称の選定について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年11月1日から実施する。